

新型コロナウイルス状況下での韓国・湖西大学校在学留学における 学生の安全確保と危機対応マニュアル

2022年2月 国際交流委員会

ここでは新型コロナウイルス感染症に伴う危機管理対応について別途定める。

1. 留学前における「感染症危険情報」への対応方針

原則として危機対応については「在学留学危機管理マニュアル」に則する。

国際交流委員会は旅程変更の判断について、渡航前・渡航後の段階においては外務省の国・地域別海外安全情報（「危険情報」および「感染症危険情報」）に従い、併せてその他の情報も十分検討する。

本学「在学留学危機管理マニュアル」海外派遣基準「危険レベル2以上」においては、留学生の渡航を見合わせ、危機管理委員会に報告する。ただし、感染症危険情報の危険レベル2が、派遣留学先の国（韓国）において新型コロナウイルス感染症を事由とし発出された場合は、以下、付帯する条件を確認のうえ、安全確保について協議し、出発の是非を検討し、その結果を危機管理委員会に報告する。必要に応じて、危機管理委員会は審議し、出発の是非を決定する。

付帯する条件の確認事項

- ・渡航先の国・地域における感染症危険情報レベル2の発出事由が、新型コロナウイルス感染症であること
- ・派遣留学先の国・地域における日本からの入国制限がなく、ビザが発行されること
- ・渡航先、帰国時の防疫措置が確認できること
- ・渡航先で十分な医療を受けられる体制が確認できること
- ・協定校からの受入可の確認
- ・本人及び保証人の同意（誓約書が提出されていること）

2. 留学中における「感染症危険情報」への対応方針

原則として危機対応については「在学留学危機管理マニュアル」に則する。

留学中に外務省の危険情報が発令された場合、および緊急事態が予想される場合は、国際交流委員会は現地受け入れ先関連機関および外務省や在外公館からの情報を検討し、対応を判断する。旅程変更は危機管理委員会の指示に拠るが、緊急の場合は協定校担当教職員の判断に拠る。

なお、派遣留学先の国（韓国）における感染症危険情報の危険レベル2「不要不急の渡航中止」または危険レベル3「渡航中止勧告」発出が新型コロナウイルス感染症を事由としている場合、以下の事項を確認のうえ、国際交流委員会は安全面および健康確保の観点により、渡航国での待機が望ましいと判断できる場合にのみ、危機管理委員会に報告。危機管理委員会は、対応を審議する。

確認事項

- ・渡航国と日本国の双方における防疫措置を比較検討
- ・渡航国と日本国の双方における医療体制の状況を比較検討
- ・留学生本人と保護者の意向
- ・派遣先機関から提供される情報

3. 留学中の安全管理

- (1) 国際交流委員会と担当教職員は、学生の渡航情報および湖西大学校の学生寮における滞在状況を把握し、常時連絡が取れるようにしておく。
- (2) 学生が事故、災害などに遭った場合、またはその恐れがある場合など、緊急事態が生じたときは、国際交流委員会と担当教職員は湖西大学校と協力して対応する。

- (3) 感染者が発生した場合、担当教職員は湖西大学校と連絡を取りつつ医療機関での医師の診察を受けさせ、その情報を保護者と本学関係者に共有し、対応を協議する。また、関係する保険会社との連絡を行い、必要な手続きがある場合、その準備を進める。
- (4) 病気、事故、風紀上の問題等が発生した場合、学生を帰国させるかどうかの判断は次の手順で行う。担当教職員は事務局長、国際交流委員長等に連絡し、連絡を受けた者が緊急連絡網（別添）に従い連絡する。

4. 感染症対策ガイドライン

(1) 湖西大学校における感染症対策ガイドラインの確認

渡航後の留学生は原則として湖西大学校における感染症対策ガイドラインに準拠して生活するものとする。国際交流委員会と担当教職員は事前に湖西大学校のガイドラインを確認し、共有する。新型コロナウイルスについては別添の内容が整備されており、留学生へ適切な助言を行う。

(2) 湖西大学校との情報共有、現地情報収集体制の確立

- ① 湖西大学校側の受け入れ担当教員および国際交流担当事務職員との連携体制を密にし、緊急時の情報共有や連絡が滞りなく行えるように備えておく。
- ② 当該地域についての現地情報を随時入手できるようにし、且つ信頼できる情報元を明確にし、大学に開示しておく。
- ③ 厚生労働省ホームページ、外務省ホームページ、文部科学省ホームページそれぞれの感染症対策関連情報を随時確認する。
- ④ 健康管理センターに恒常的な情報収集の依頼をする。

(3) 危機管理体制の整備

外務省の海外安全ホームページにおける感染者情報などを注視しつつ、大学執行部や事務局及び法人との連絡、連携を密にし、適切な判断を迅速に行えるように体制を整えておく。

なお新型コロナウイルス等、国内外に及ぶ感染症が発生した際は、担当教職員より事務局長に連絡し、健康管理センターでの情報集約を軸とした緊急連絡網（別添）に従い連絡する。また事務局長は必要に応じて危機管理委員長に委員会の開催を進言する。危機管理委員長は委員会を招集し、必要に応じて帰国させるかどうかを判断する。その結果を事務局長から担当職員に連絡し、担当職員は学生の保護者に連絡する。

【参考資料1：湖西大学校「コロナ19対応と大学教育正常化準備のため：21年2学期対面授業拡大実行計画」（2021年10月、教務委員会室・コロナ19緊急対策委員会作成）】

※国際交流オフィスで翻訳作成中（一部翻訳済み：「Ⅷ. 生活館運営・管理」、「Ⅸ. 外国人留学生入国者管理」）

<内容>

I. コロナ19防疫管理対応組織

1. コロナ19対応組織体系
2. 部署別業務分担

II. 授業運営計画

1. 21年2学期授業運営修正背景
2. 授業運営修正計画
3. 授業支援計画
4. 準備事項

III. コロナ19防疫管理計画I_予防活動

1. コロナ19予防計画
2. コロナ19予防活動I_建物出入り発熱検査
3. コロナ19予防活動II_建物消毒
4. コロナ19予防活動III_コロナ19対応物品管理

IV. コロナ19防疫管理計画II_コロナ19確定者の発生による対応

1. 疑わしい症状発生時の対応体系
2. コロナ19 確定及び疑い症状発生時の対応計画

V. 学生／教職員福祉施設管理計画

VI. 学生通学／シャトルバス運営・管理

VII. 図書館運営計画

1. 概観及び施設運営
2. 図書館サービスの運営

Ⅷ. 生活館運営・管理 【翻訳済み】

1. 関連根拠
2. 背景と目的
3. 生活館追加入館人員収容計画
4. 収容室の運営
5. 生活館の管理
6. その他事項（書式等）

Ⅸ. 外国人留学生入国者管理 【翻訳済み】

1. 外国人留学生入国者管理
2. 海外入国者管理方案
3. 関連ガイドライン

【参考資料2：湖西大学校「コロナ19対応と大学教育正常化準備のため」ガイドラインにおける「IX. 外国人留学生入国者管理」より抜粋】

※国際交流オフィス翻訳作成中

【和訳】

留学生入国者モニタリング手順

- 1) 入国時にすべての留学生の携帯電話に自己診断用アプリの使用を必須とする
- 2) 留学生の行動指針の作成と配布
- 3) 毎日留学生の入国確認、入国者への体温計測及び自主隔離規則、セルフ発熱チェック
- 4) 14日間の自主隔離で毎日の体温と症状のモニタリング：午前、午後2回
- 5) モニタリング報告システム
- 6) 異常症状等の訴えは保健所に報告後、選別された診療所の訪問
- 7) 定期的にホームページ、SNS、メール送信などの方式を通じて感染予防生活規則及び関係機関へ主な事項を案内

留学生感染症発生時の対応策

- 1) 症状発生時に保健診療センターに報告し、移動車両(救急車)を支援され、選別された診療所を訪問
- 2) 職員1名が留学生に同伴して移動（対応担当者：実務委員会の議決事項準用）
- 3-1) 生活館（学生寮）入館者：選別された診療所での結果が出るまで生活館の閉鎖及び隔離期間中に生活館入館者の個別食事等支援
 - 陰性時：生活館および入館留学生隔離解除
 - 陽性時：留学生の動線調査後、密接接触者を分類して選別された診療所を訪問、検査続行予定
- 3-2) 下宿生：密接接触者の確認、接触者と家主等連絡及び内容伝達
- 4) 留学生移動動線の確認協力

湖西大学校在学留学：新型コロナウイルス等感染症に係る緊急連絡網 【2022年度春学期用】

※最終更新日：2022年2月10日

